



長野県報

4月4日(月)
平成23年
(2011年)
第2255号

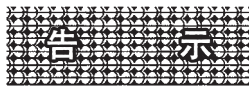
目次

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課).....	1
自然公園法に基づく公園事業の決定及び公園事業を表示した図書の縦覧(2件)(自然保護課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	3
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	4

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課).....	4
一般競争入札(情報公開・私学課).....	4
大規模小売店舗立地法に基づく聴取した意見の縦覧(経営支援課).....	5
土地改良事業の工事の完了の届出(農地整備課).....	5
一般競争入札(ものづくり振興課).....	6
一般競争入札(企業局).....	6
正誤(医療推進課).....	7



長野県告示第219号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成23年4月4日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
佐久穂町立千曲病院	南佐久郡佐久穂町大字高野町328番地	平成26年3月19日
長野県厚生農業協同組合連合会鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院	上田市鹿教湯温泉1308	平成26年3月31日
松本市国民健康保険会田病院	松本市会田1535番地1	平成26年3月31日

医療推進課

長野県告示第220号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定により、八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び長野県諏訪地方事務所並びに茅野市役所において縦覧に供します。

平成23年4月4日

長野県知事 阿部守一

決定した公園事業の名称及び事業地の位置

名称	事業地の位置
白樺湖園地	[区域] 茅野市北山(白樺湖)

自然保護課

長野県告示第221号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定により、八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び長野県上小地方事務所並びに長和町役場において縦覧に供します。

平成23年4月4日

長野県知事 阿部守一

決定した公園事業の名称及び事業地の位置

名 称	事 業 地 の 位 置
北の耳南の耳線道路 (歩道)	[路線] 起点 諏訪市八島ヶ原湿原(歩道分岐点)
	終点 小県郡長和町大門峠(車道合流点)
	終点 小県郡長和町姫木平(国定公園境界)

自然保護課

長野県告示第222号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年4月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市鬼無里字サワラ11097のハ、11101の6
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第223号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年4月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯田市上村979の2(次の図に示す部分に限る。)、979の55、979の56(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第224号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年4月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南佐久郡南相木村字山神1601の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第225号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年4月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上水内郡小川村大字高府字寺向10246、10248、10251、10252、10254、字箕ノ輪10258、10259
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第226号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年4月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯田市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第227号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年4月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯田市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
飯田市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第228号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年4月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯田市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
飯田市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第229号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年4月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
大町市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大町市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
大町市（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第230号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県北信建設事務所及び飯山市役所に備え置きます。

平成23年4月4日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
上倉 (追加)	右に掲げる地番の土地に存する標柱7号から14号までを順次結んだ線及び標柱7号と14号を結んだ線に囲まれた区域。	飯山市	飯山	中長峰	725番7	7号、8号、10号、11号及び14号
		〃	〃	〃	725番4	9号
		〃	〃	〃	727番3	12号及び13号

砂防課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年4月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成23年3月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ピッキオ
- 3 代表者の氏名
桑田 慎也
- 4 主たる事務所の所在地
北佐久郡軽井沢町大字長倉2148番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、生態系の保全をする活動、野生動植物の保護管理及び調査研究に関わる活動を通じて地域住民に対して持続可能な社会を提供すること及び子供達から成人までを対象にして、普及、啓発を行い持続可能な社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年4月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
地方事務所、市町村等へ発送する荷物のこん包及び運搬業務
 - (2) 役務の特質
入札説明書によります。
 - (3) 履行期間
平成23年5月1日から平成24年3月31日まで
 - (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁総務部情報公開・私学課文書収発室
 - (5) 入札方法
別に仕様書において示す予想発送数量に基づき、重量区分ごとの単価を記載してください。落札者の決定は、重量区分ごとの単価に予想発送数量を乗じて得た価格の総額について行いますので、単価と併せて当該価格の総額を記載してください。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してく